

◇ 学校地震災害対策本部設置後の体制

(1) 地震対策組織表

班別	担当業務	生徒在校時		休日及び登下校時	
		職員	生徒	職員	生徒
学校地震災害対策本部	職員の緊急招集 (休日) 全般統括指令 外来者との対応	校長 教頭 事務長		校長 教頭 在校職員	
情報連絡班	情報収集 関係機関通報 命令の伝達 災害情報の伝達	教務主任 生指主事 事務次長 教務係 (年次主任)	視聴覚委員 (36名)	日直者 在校職員	
避難誘導班	避難通路・場所の 確保・点検 生徒の避難誘導 生徒の点呼・報告	年次主任 授業担当者 HR担任	HR 正副委員長 (54名)		
消火班 (消火係, 日川消防隊)	現場での初期消火	生指副主任 業務員	日川消防隊①	在校職員	在校生徒
警備班 (警備係, 搬出係, 日川 消防隊)	校舎内外の警備 搬出物の警備 交通規制・外来者指示	生徒指導係	日川消防隊②	在校職員	在校生徒
救護班 (救護係)	傷病者救護 病院へ連絡輸送	保健主事 養護教諭	保健委員 (36名)	在校職員	在校生徒

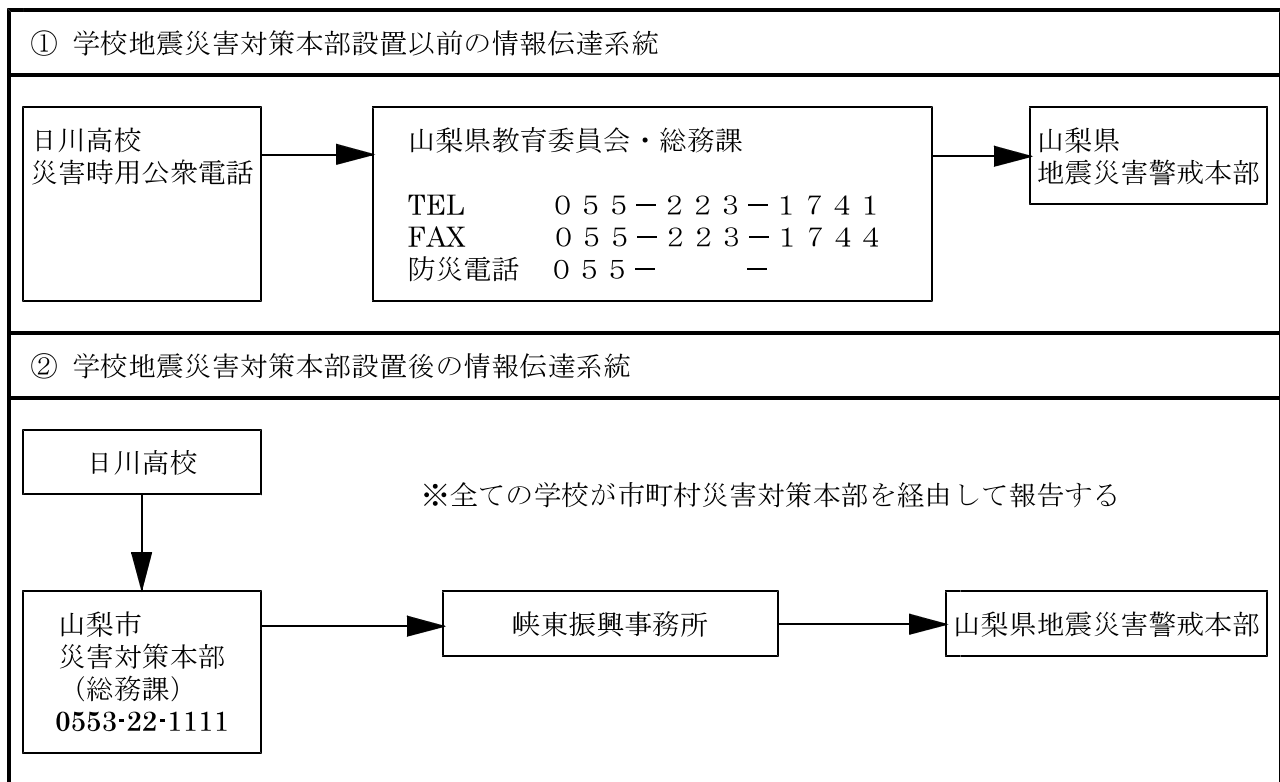


山梨市による日川高校避難所開設の判断



開設の場合、3 避難所運営緊急支援体制に基づき、開設・運営の支援を開始する

(2) 情報連絡体制



③ 関係機関への連絡及びその内容

機 関 名	連 絡 内 容
日下部警察署 0553-22-0110	通学路の安全確保・避難所の治安維持等
山梨市消防本部 0553-22-0119	救急救命の要請・火災発生報告・消火要請・水利状況・救出要請等
日下部保健所 0553-20-2750	衛生状況の報告・衛生管理の要請等
校医（寺本医院） 0553-22-0121 加納岩病院 0553-22-2511 山梨厚生病院 0553-23-1311	医師派遣要請・負傷者受入れ要請等

◇ 教職員の参集体制

防災対策委員会	
委員長	校長
委員	教頭 教務主任 生徒指導主事 進路指導主事 保健環境教育相談主任 生徒会主任 事務長 事務次長 (年次主任)

災害対策応急要員及び応援要員		
係	役割	担当職員
災害対策 応急要員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外の震度5強以下の地震災害発生時には、校長の指示に従って学校へ参集し、予め定められた応急業務に従事する。 勤務時間外の警戒宣言発令及び震度6弱以上の地震災害発生時は、直ちに学校へ参集し、予め定められた応急業務に従事する。 	教員A (0553-〇〇-〇〇〇〇) 学校近隣市町村に居住している者
応援委員	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外の警戒宣言発令、地震災害に対して校長の指示に従って応急業務に従事する。 	災害対策応急要員以外の者

教職員の配備体制			
	配備基準	配備内容	配備を要する人員
第一 配備	震度4の地震が発生した時	校長は、必要な防災対策委員と連絡をとり、被害状況を調査するとともに応急対策活動に着手する	<ul style="list-style-type: none"> 災害の状況により、校長の判断で配備につく
第二 配備	震度5弱・強の地震が発生した時	事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できる体制を整え、必要に応じて応急対策に着手する	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策委員、災害対策応急要員は、校長の判断で、配備につく 状況の推移により第三配備体制につく ※被害は震度5強から格段に大きくなる
第三 配備	震度6弱以上の地震が発生した時	速やかに災害対策本部を設置し、予め定めた地震災害応急対策を実施する	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策応急要員は直ちに配備につき所掌する応急対策活動を円滑に実施する 災害対策応急要員以外の職員は、校長の指示により配備につき、所掌する応急対策活動を実施する 遠隔地に居住し、交通機関の途絶等により配備につくことが困難と予想される者について校長は当該教育委員会と協議し、その者が居住する地区の学校の応急対策活動に従事するように指示する

◇ 避難所運営緊急支援体制

1 避難所運営組織表

*状況に応じて臨機応変に対応する
(◎は責任者)

係	発災直後（第1次初期段階）	その後（第2次段階）	担当職員
管理・情報係	<p>①避難所開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 鍵の開錠（氏名 TEL 番号） 施設の安全確認→山梨市本部へ連絡 山梨市役所総務課行政防災防犯担当 (TEL0553-22-1111 内線 2448) (目視→応急危険度判定士派遣要請) ・立ち入り禁止措置 避難所レイアウトの設定・変更 <p>②住民の避難誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> 誘導（体育館→トレセン） 災害弱者の誘導（卓球場） <p>③情報収集・伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信機器の確認 被災状況の把握 市町村災害対策本部との連絡 避難所内の情報受伝達 避難所内の取り決めの広報 <p>④備蓄倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災資材等の搬出（プール東倉庫へ） 	<p>⑤避難者名簿の作成・管理</p> <p>⑥安否確認・問合せ</p> <p>⑦ボランティア連絡調整</p> <p>⑧テレビ設置・新聞掲示による生活関連情報の提供</p> <p>⑨公衆電話の設置・郵便、宅配の取り次ぎ</p> <p>⑩避難所の防犯・警備</p>	<p>◎教務主任</p> <p>生徒指導主事</p> <p>3年次主任 2年次主任 1年次主任</p> <p>教務係</p> <p>生徒指導係</p>
衛生係	<p>①トイレ衛生管理Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> トイレ清掃 水洗用水管理（プールの水） <p>②衛生・美化管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ収集 収集場所開設 衛生管理・環境美化 	<p>③トイレ衛生管理Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> 校庭に仮設トイレ設置・管理 <p>④その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 風呂の設置・管理、ペット等の対応 	<p>◎進路指導主事</p> <p>環境担当</p> <p>進路指導係</p> <p>国際教養係</p>
救護係	<p>①救護係（保健室）</p> <ul style="list-style-type: none"> 救護所の設置 応急手当 緊急医療救護機関との連絡 (山梨消防署 TEL0553-33-0119) 重傷者の連絡・移送補助 	<p>②老人・幼児・妊婦・障害者の保護（体育館1階卓球場）</p> <p>③避難者の健康管理</p>	<p>◎保健主事</p> <p>養護教諭</p> <p>保健教育相談係</p>
食料物資係	<p>①水</p> <ul style="list-style-type: none"> 貯水状況の確認 飲料水の管理配給 	<p>②食糧</p> <ul style="list-style-type: none"> 食糧必要量の把握 救援食糧収受・管理 食糧配布 <p>③毛布、その他の物資</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な生活物資の把握 連絡調整 配布 	<p>◎生徒会主任</p> <p>生徒会係</p> <p>研究教養係</p>

2 指定避難所の基本情報

(1) 受入対象地区

① 受入対象自治会

地区名	自治会名	世帯数	男	女	計
日川地区	一町田中	458	432	551	983
日川地区	市住) 日川団地	81	94	115	209
日川地区	歌田	480	634	646	1,280
計		1,019	1,160	1,312	2,472

※世帯数及び人数は、平成27年7月末現在の数値

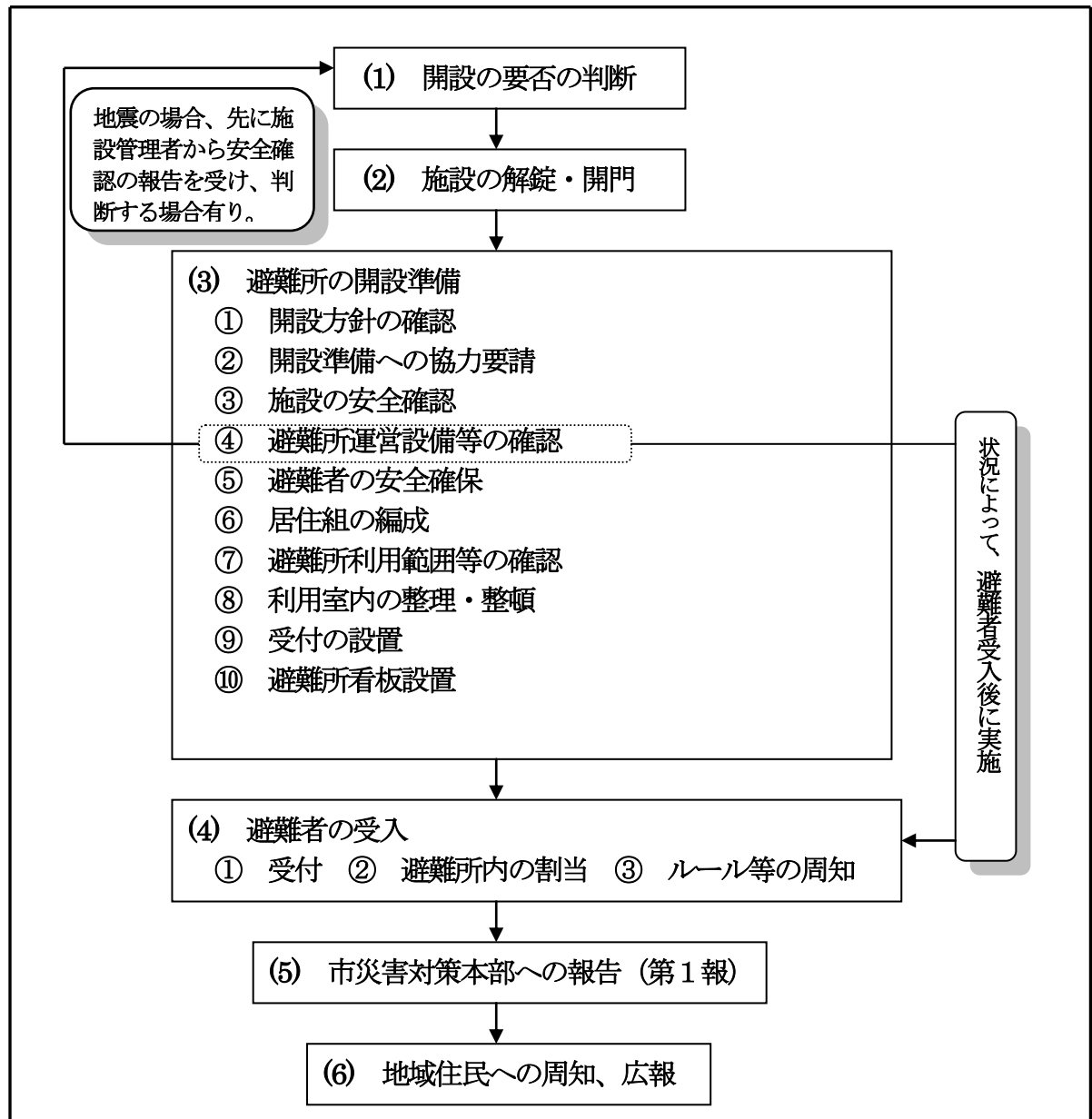
② 受入対象地域周辺の指定避難地・避難所

No.	避難地名	避難地住所	避難所名称	避難所住所	避難地連絡先
1	日川小学校	歌田 143	日川小学校校舎及び体育館	歌田 140-1	0553-22-0742
2	グラウンド		日川公民館	歌田 596	0553-23-2874

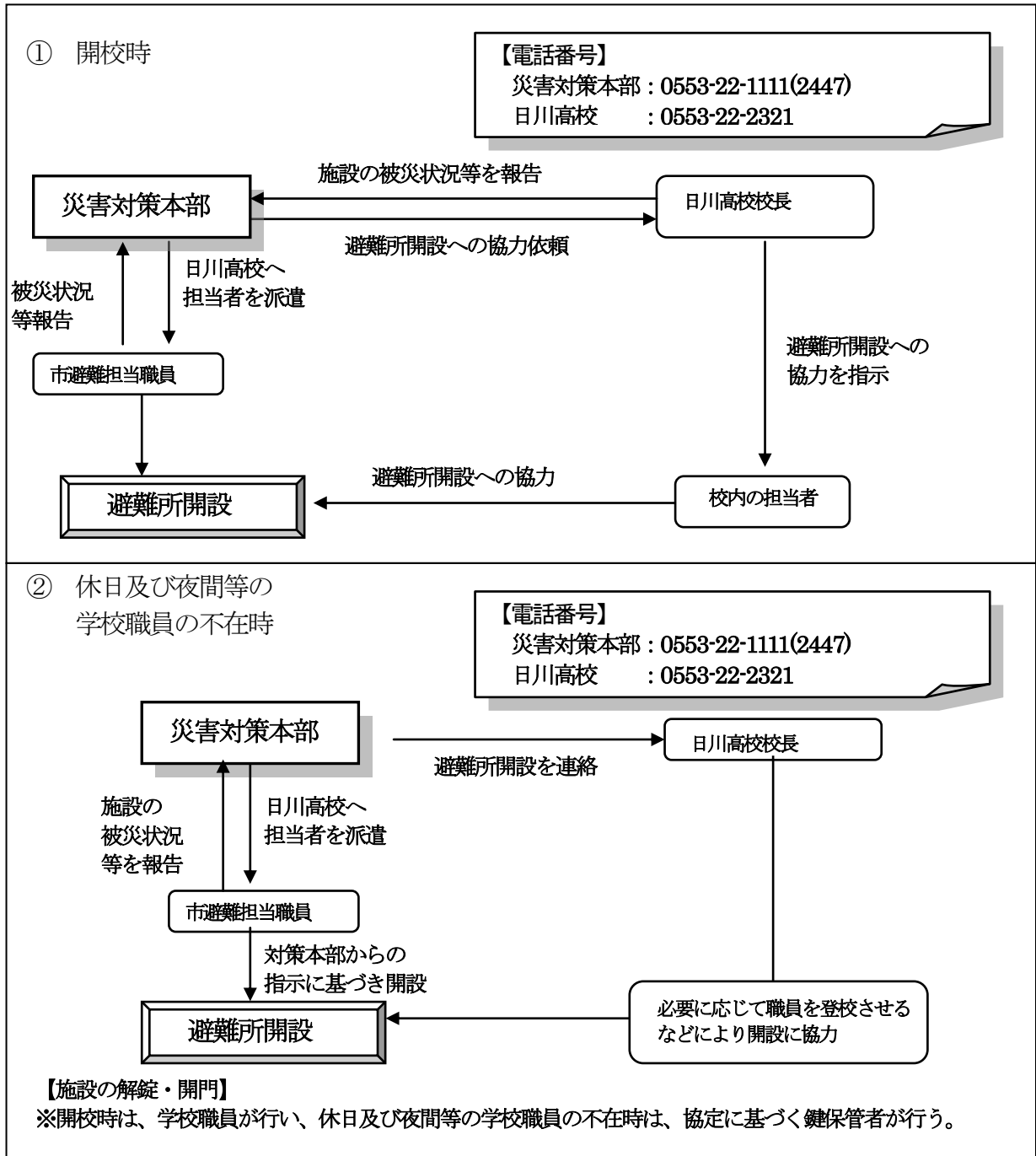
※避難は原則的に徒歩で行う。

(2) 避難所開設

※災害が発生した場合の避難所開設の手順を次により示します。



(3) 連絡体制



(4) 利用施設想定

〈1〉避難所等として利用する校地及び施設

①校地（避難地）

区分	校地
面積	11,660 m ²

②施設（避難所）

区分	構造延面積	階数	室名
体育館	鉄筋コンクリート造 地上2階・地下1階建 3,194.61 m ²	1階	卓球場（講義室）、更衣室、トイレ
		2階	アリーナ、ステージ、倉庫、トイレ
トレーニングセンター	鉄筋コンクリート造 一部2階建 1,653.74 m ²	1階	アリーナ、トイレ
		2階	アリーナ
トレーニングホール	鉄筋コンクリート造 2階建 832.57 m ²	1階	道場、トイレ

〈2〉避難所へ設ける必要スペースと当避難所の指定場所

	適用	設置場所	留意事項
避難所運営	◎避難所受付	体育館入口	・避難所の出入口付近
	◎◇運営本部	体育館/卓球場	・受付付近に設置し、貴重品は本部室で保管する
	◎広報場所	体育館入口付近	・広報掲示板や伝言板を設置する
	会議場所	体育館/卓球場	・避難所運営会議を行う
救援活動用	◎救護所	体育館/卓球場	・プライバシーに配慮した空間を確保する
	◇物資等保管室	体育館、トレーニングセンター	・運営者が管理すること
	物資配布場所	体育館、トレーニングセンター	・荒天に備え、屋根のある広い場所もしくはテントを設営する ・混乱を避けるため、配布口や周囲状況に配慮する
	特設公衆電話	体育館内	・天候や在宅避難者、就寝時の妨げにならない場所に設置
	電気器具	体育館/アリーナ	・消費電力に配慮し電気器具を設置する
	相談受付	体育館/卓球場	・部屋を確保しプライバシーを保護する
	避難生活用	◎避難スペース	体育館/アリーナ
第二次避難スペース		トレーニングセンター/アリーナ	
第三次避難スペース		トレーニングホール/道場	
福祉避難室		トレーニングセンター/アリーナ	・福祉避難所が被災して開設できない場合などは、応急措置として設置する
◎◇更衣室		体育館/更衣室	・更衣室は、既存の更衣室を利用
休憩所		体育館	・共有スペースとして設け、会議、娯楽場所等として活用する
遊技場（勉強部屋）		体育館	・昼間は遊び場、夜間は勉強の場とする ・就寝場所から距離をとる
屋外施設	仮設トイレ	校庭	・屋外で就寝場所から近く、し尿収集が容易な場所とする
	ゴミ集積所	校庭	・ゴミ収集車が進入し易い場所で、分別収集スペースを確保する
	喫煙場所	—	・学校敷地外とする
	支援物資等配給場（荷下場）	校庭	・運搬車が進入容易な場所 ※屋外への仮設テント等の設置
	炊事・炊き出し場	校庭	・炊事、炊き出し場の設置
	仮設入浴場 洗濯物干し場	校庭	・車両の進入と付帯設備の使用 ・男女を分けし、出入口を制限する
	駐輪・駐車場	校庭	・車両等の乗入れは原則禁止、要配慮者搬送などは許可する

「◎」は当初から設ける必要のあるもの。「◇」は独立して設置すべきもの。

(5) 避難所使用除外施設

使用目的開放施設名	場 所
1 校内災害対策本部	(職員室)
2 教育活動再開時に備える	普通教室
3 管理スペース	事務室・校長室・応接室
4 医療活動スペース	保健室・保健相談室・教育相談室
5 救援食糧ストック場所・本部予備	地歴公民科教室
6 機器・化学薬品等保管場所	理科関係教室・準備室
7	

(6) 備蓄品一覧

備蓄倉庫名	山梨市備蓄倉庫	
備蓄品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機 1 ・ 毛 布 50 ・ ヘルメット 30 ・ 折り畳みトイレ 2 ・ 投光機 2 ・ 土嚢袋 200 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水器 1 ・ コードリール 1 ・ トイレ用テント 2 ・ 便 袋 200 ・ スコップ 2 ・ 避難所仕切り板 5

備蓄倉庫名	日川高等学校備蓄倉庫	
備蓄品	<p>【強歩大会用備品ー2階建て倉庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電機 6 ・ ポリバケツ 23 ・ ビニールシート 5 ・ 投光機 10 ・ コードリール 4 <p>【合宿所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具及び毛布 100組 <p>【食料ープール備蓄庫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水500ml×840本 、2000ml×102本 ・ 乾パン 896食 ・ カロリーメイト1500食 ・ アルファ米 200食 	